

組合員の皆様の財産承継に

農中信託銀行の 遺言信託

管理コース



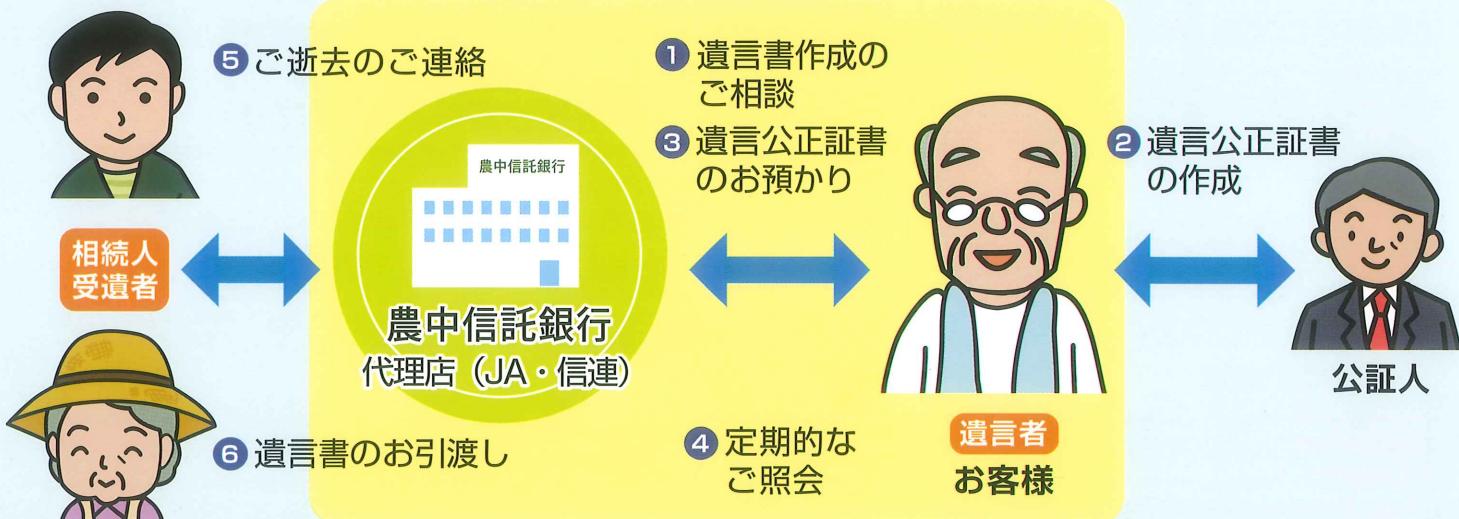
遺言の効用

- ・財産を円滑に後継者に承継させたい。
 - ・先祖代々の農地の細分化を避けたい。
 - ・配偶者が安心して老後を過ごせるようにしたい。
 - ・子供がいないので兄弟姉妹と配偶者の遺産分割協議を避けたい。
 - ・相続人以外の方にも財産を贈りたい。
- ※遺言による財産配分の指定は法定相続に優先します。

お引受できる範囲

- ・信託銀行は、財産に関する事項をお取り扱いします。
 - ・農中信託銀行がお預かりできるのは、遺言公正証書です。
- ※身分に関する事項についてはお受けすることができません。

管理コースのしきみ 遺言作成のご相談から遺言書のお引渡しまで



※お預かりした遺言公正証書は、当社が適切と認める者(専門の保管会社など)に再寄託することができます。

N 農中信託銀行株式会社

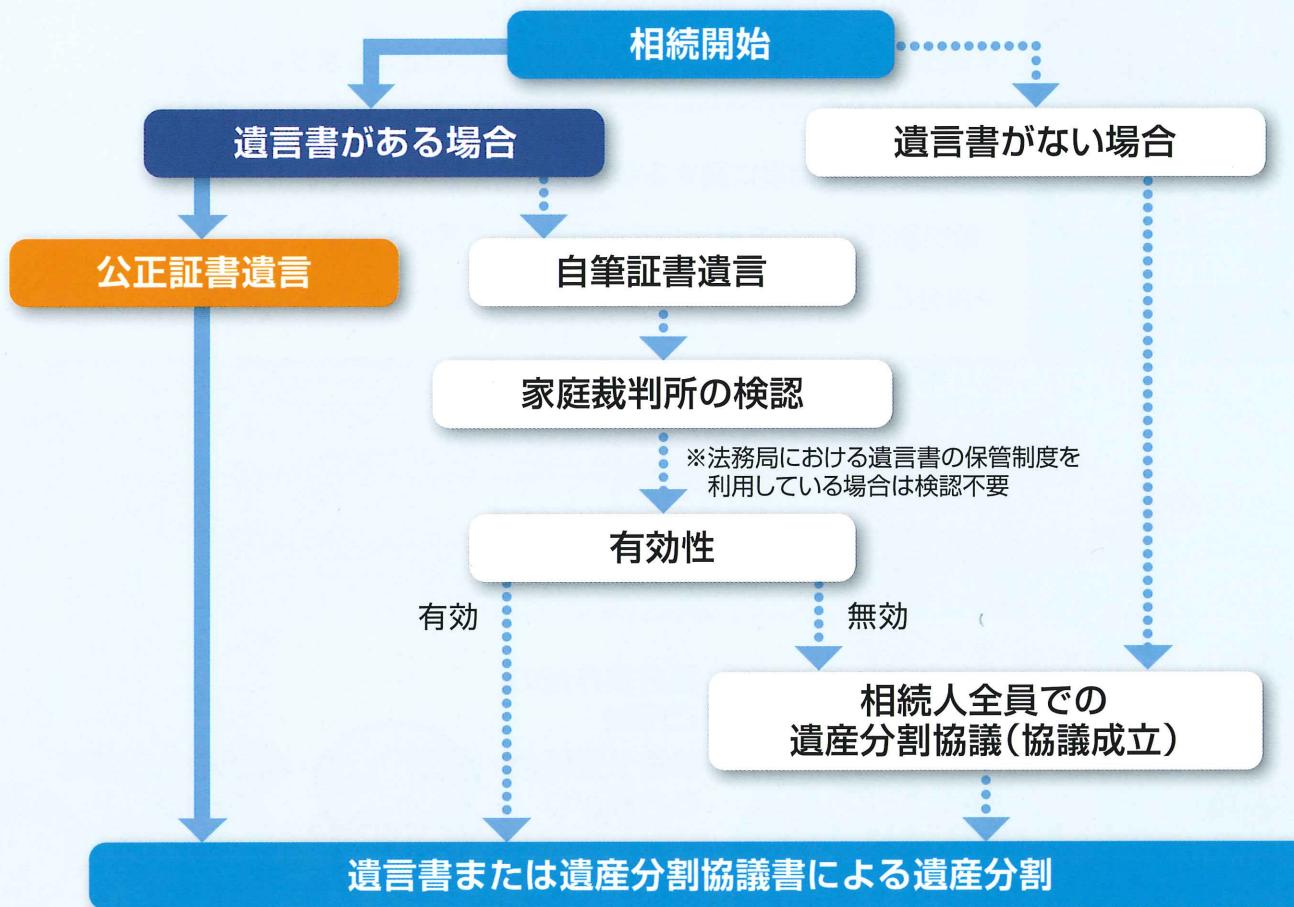
◆遺言書保管契約時

- ・取扱手数料として **165,000円** (消費税等10%込み)
- ・変更取扱手数料として **55,000円** (消費税等10%込み)
(当社でお預かりしている遺言書の内容を変更する場合)

◆次の諸費用はお客さまのご負担となります。

- ・戸籍謄本等お取り寄せ費用
- ・遺言公正証書作成の公証人手数料 など

相続開始後の遺産分割の流れ



遺言信託代理店

静岡市農業協同組合 本店 金融部

〒422-8506
静岡市駿河区曲金5丁目4番70号
TEL(054)288-8425 FAX(054)283-2044

組合員の皆様の財産承継に

農中信託銀行の 遺言信託

執行コース



遺言の効用

- ・財産を円滑に後継者に承継させたい。
- ・先祖代々の農地の細分化を避けたい。
- ・配偶者が安心して老後を過ごせるようにしたい。
- ・子供がいないので兄弟姉妹と配偶者の遺産分割協議を避けたい。
- ・相続人以外の方にも財産を贈りたい。

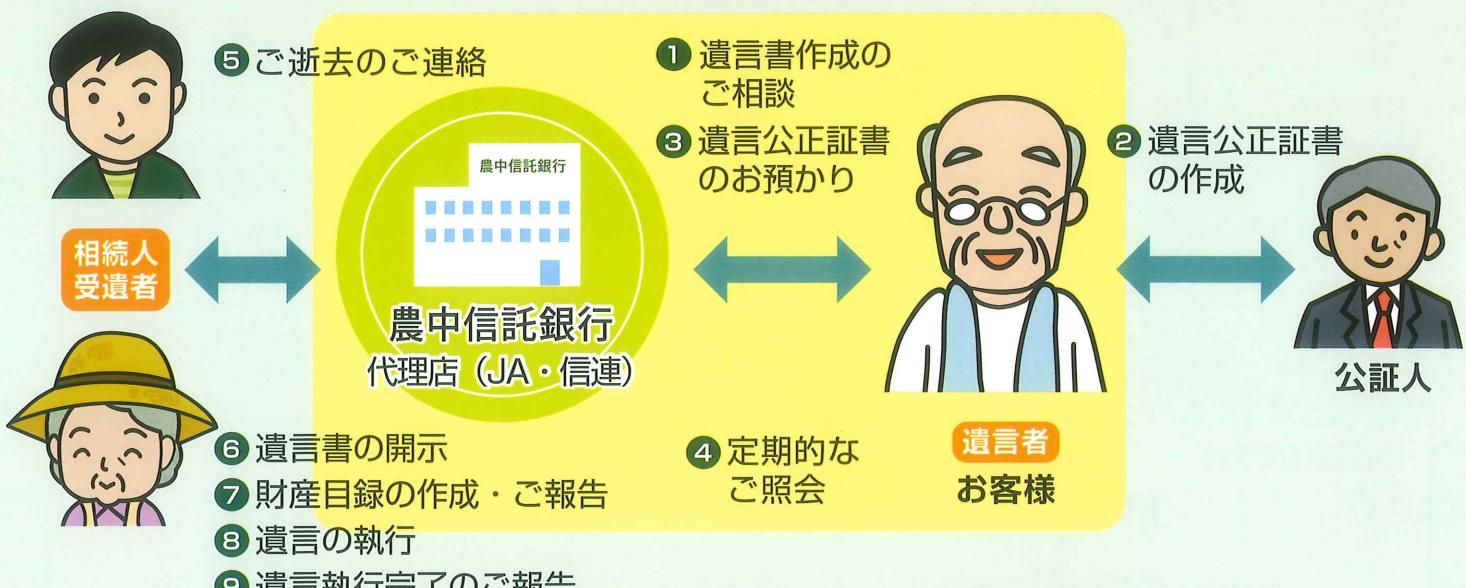
※遺言による財産配分の指定は法定相続に優先します。

お引受できる範囲

- ・信託銀行は、財産に関する事項をお取り扱いします。
- ・農中信託銀行がお預かりできるのは、遺言公正証書です。

※身分に関する事項についてはお受けすることができません。

執行コースのしくみ 遺言作成のご相談から遺産分割の手続まで



※お預かりした遺言公正証書は、当社が適切と認める者(専門の保管会社など)に再寄託することができます。

N 農中信託銀行株式会社

◆遺言書保管契約時

- 取扱手数料として
…… **165,000円** (消費税等10%込み)
- 変更取扱手数料として
(当社でお預かりしている遺言書の内容を変更する場合)
…… **55,000円** (消費税等10%込み)

◆次の諸費用はお客様のご負担となります。

- ① 戸籍謄本等お取り寄せ費用
- ② 遺言公正証書作成の公証人手数料
- ③ 不動産相続登記等名義変更の費用
- ④ 預貯金等残高証明書交付手数料
- ⑤ 相続税申告等にかかる税理士報酬 など

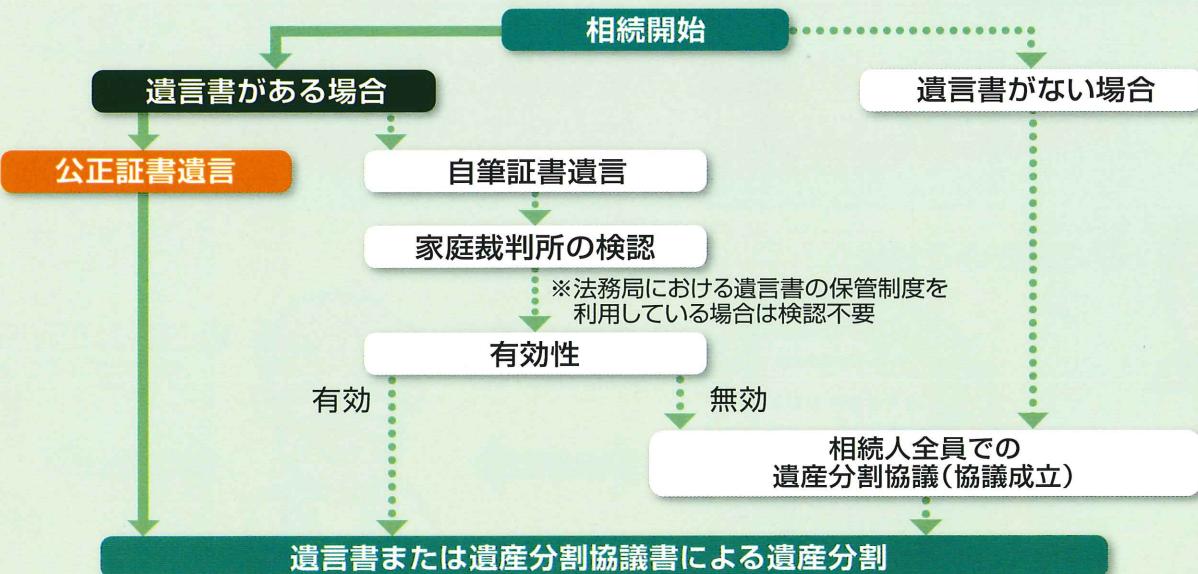
◆遺言執行手続き完了時

- 遺言執行報酬として
相続税評価額による執行対象財産額に下記の率を乗じた額(円未満切捨て)の合計額(千円未満切捨て)に1.10を乗じた額(消費税等10%込み)

① 農中信託銀行およびJA・信連・農林中央金庫にお預け入れまたはお取扱いの預貯金、投資信託、国債、金融債券、出資金、建物更生共済等の共済契約等に対して	0.3%
② その他の財産に対して(消極財産を含みません)	
5,000万円以下の部分	2.0%
5,000万円超1億円以下の部分	1.5%
1億円超2億円以下の部分	1.0%
2億円超3億円以下の部分	0.8%
3億円超5億円以下の部分	0.6%
5億円超10億円以下の部分	0.5%
10億円超の部分	0.3%

※遺言執行報酬の最低報酬額は、1,100,000円
(消費税等10%込み)とさせていただきます。

相続開始後の遺産分割の流れ



遺言信託代理店

静岡市農業協同組合 本店 金融部

〒422-8506
静岡市駿河区曲金5丁目4番70号
TEL(054)288-8425 FAX(054)283-2044